

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」について ～「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念から～

－桑名市地域福祉計画推進市民会議「地域支え合い活動」報告会－



本物力こそ桑名力

桑名ブランドキャッチフレーズ
ロゴマーク

他ではまねできない、桑名ならではの
たくさんの“本物”を見つけ出し、
磨き上げ、より素晴らしいものにしていく
力を「本物力」と名付けました。

木曽三川が流れ込む桑名を
桑名城の形状であった扇の要と見立てた
イメージ等を桑名のイニシャルである
「K」のマークで表現しました。

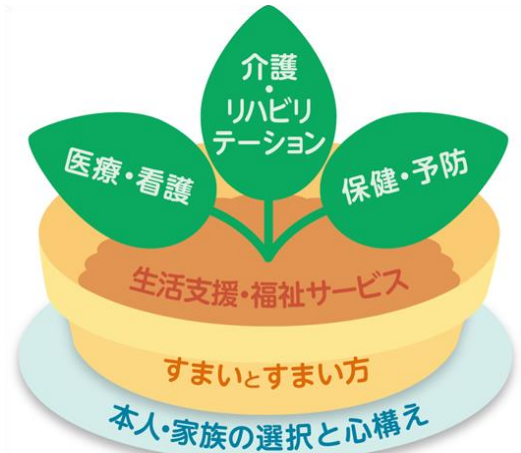
平成27年4月19日
桑名市保健福祉部地域介護課長 高橋 潔

「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念について

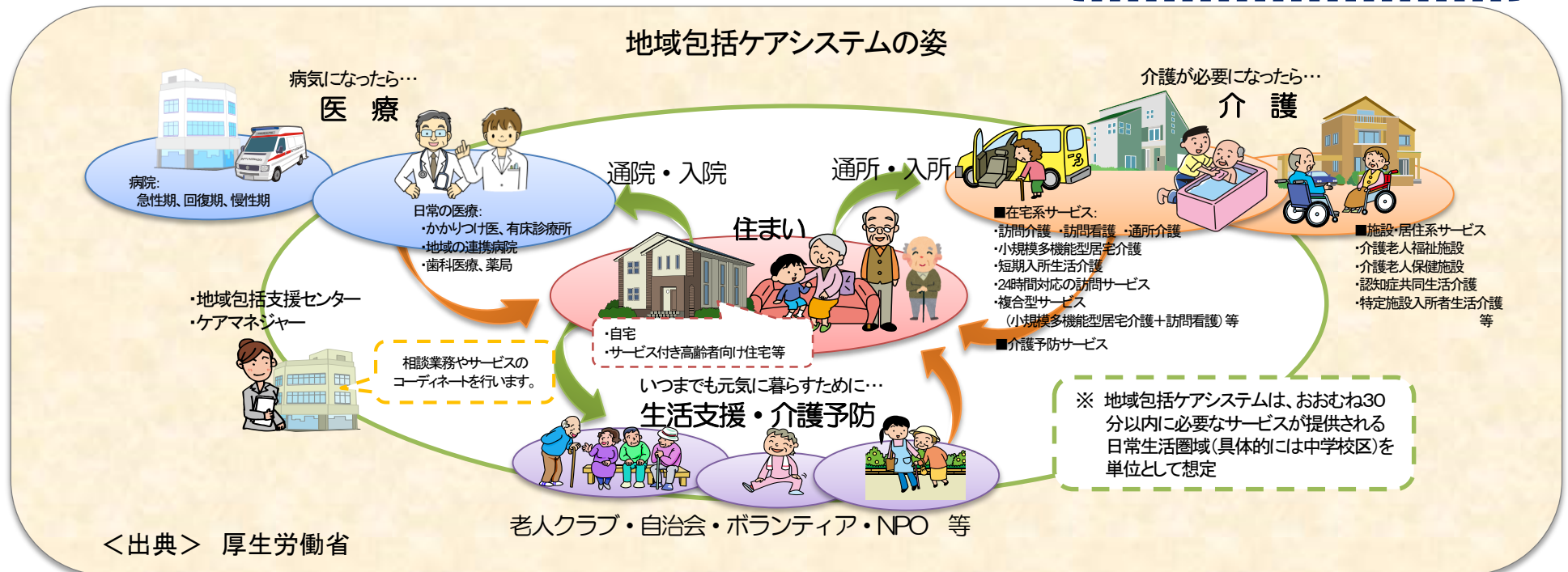
「地域包括ケアシステム」とは

「全員参加型」で 「2025年問題」を乗り越えるための 「地域支え合い体制づくり」

(注) 平成37年(2025年)には、「団塊の世代」が75歳以上に到達。

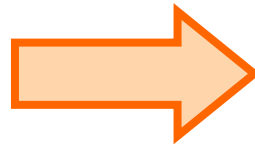


＜出典＞ 「地域包括ケアシステムの構築における
今後の検討のための論点」
(平成25年3月地域包括ケア研究会)



「地域包括ケアシステム」の構築の必要性

20世紀＝短命社会
『病院の世紀』



21世紀＝長寿社会
『地域包括ケアの世紀』

生活環境の変化に強い
青壮年期の患者を対象に
疾病を治癒して社会復帰を目指す
「治す医療」

「病院完結型医療」

(＝病院単独で提供される医療)

長期入院
(病院の中で管理された人生の最期)

施設に収容する福祉

生活環境の変化に弱い
老年期の患者を対象に
疾病と共存して生活の質の維持・向上を目指す
「治し・支える医療」

「地域完結型医療」

(＝病院を含む地域全体で提供される医療)

“ときどき入院・ほぼ在宅”
(自分らしい生活の中での幸福な人生の最期)

地域に展開する介護

豊富な若年労働力
家族と同居する高齢者

専門職依存型のサービス提供

“支え手”と“受け手”との分離・固定化
(地域コミュニティの衰退)

希少な若年労働力
独り暮らしの高齢者

地域住民参加型のサービス提供

“地域支え合い体制づくり”
(地域コミュニティの再生)

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて

➤ 多くの人の理想

○ いつまでも元気で、生き生きと暮らしたい。

社会から期待(尊重)される存在であり続けたい。

○ 介護が必要になっても、ひとり暮らし、認知症になっても不安に感じず、できる限り住み慣れた地域で暮らしたい。

○ できれば、人生の最後は我が家で迎えたい。

現実

➤ 多くの人が感じる現状

○ 高齢になれば、誰でも弱り、できないことが増える。

高齢者はお世話される人、期待されない存在。

○ 24時間、365日在宅生活を支援する介護サービスが乏しい。
やっぱり施設が安心。

○ 在宅で看取りまで行える在宅医療体制が乏しい。
やっぱり病院が安心。

目標

理想を実現するためには、それぞれの立場で何ができるか

「桑名市地域包括ケア計画」の策定に関する基本的な方針

- 「地域包括ケアシステム」の構築は、地域の関係者が相互に連携して活動を展開するネットワークを醸成するマネジメント。
- 基本的な方針を提示してその共有を働き掛ける「規範的統合」が重要。



- ① 「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例」の制定
- ② 桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会の職員による「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」事務局の構成
- ③ 桑名市ホームページ中の「地域包括ケアシステム」に関するコーナー等を通じた情報の公開の徹底
- ④ 「桑名ふれあいトーク」等を通じた地域住民の意見の反映
- ⑤ 桑名市による他の市町村に対する調査等を通じた桑名市と他の市町村及び三重県との連携

「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念

高齢者の尊厳保持・自立支援

(介護保険法第1条)

セルフマネジメント(「養生」)

健康の保持増進

(介護保険法第4条第1項)

能力の維持向上



介護予防に資するサービスの提供

(介護保険法第2条第2項及び第5条第3項)

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅生活の限界点を高めるサービスの提供

(介護保険法第2条第4項及び第5条第3項)

在宅サービス

施設サービス

身近な地域での 多様な資源の「見える化」・創出

『介護予防・日常生活支援
総合事業』
『生活支援体制整備事業』



多職種協働による ケアマネジメントの充実

『地域ケア会議』
『在宅医療・介護
連携推進事業』
『認知症総合支援事業』



施設機能の地域展開

『従来の在宅サービスと
異なる内容の
新しい在宅サービス』



身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

訪問

桑名市
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

(専門職等)

「見える化」
・創出

専門職が専門的な
サービスの提供に
集中する

短期集中予防サービス
(専門職)

心身機能

保健師、看護師、管理栄養士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、
訪問介護員等

「サポーター」(地域住民)



高齢者サポーター、民生委員、食生活改善推進員、
シルバー人材センター、ボランティアグループ、民間事業者等

訪問介護
(専門職)

通所介護
(専門職)

生活機能の向上
(運動、栄養、口腔、認知等)

高齢者が介護保険を
『卒業』して地域活動に
『デビュー』する

参加

高齢者

活動

参加

「通いの場」(地域住民)



高齢者サポーター、健康推進員、地区社会福祉協議会、
自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、民間事業者等

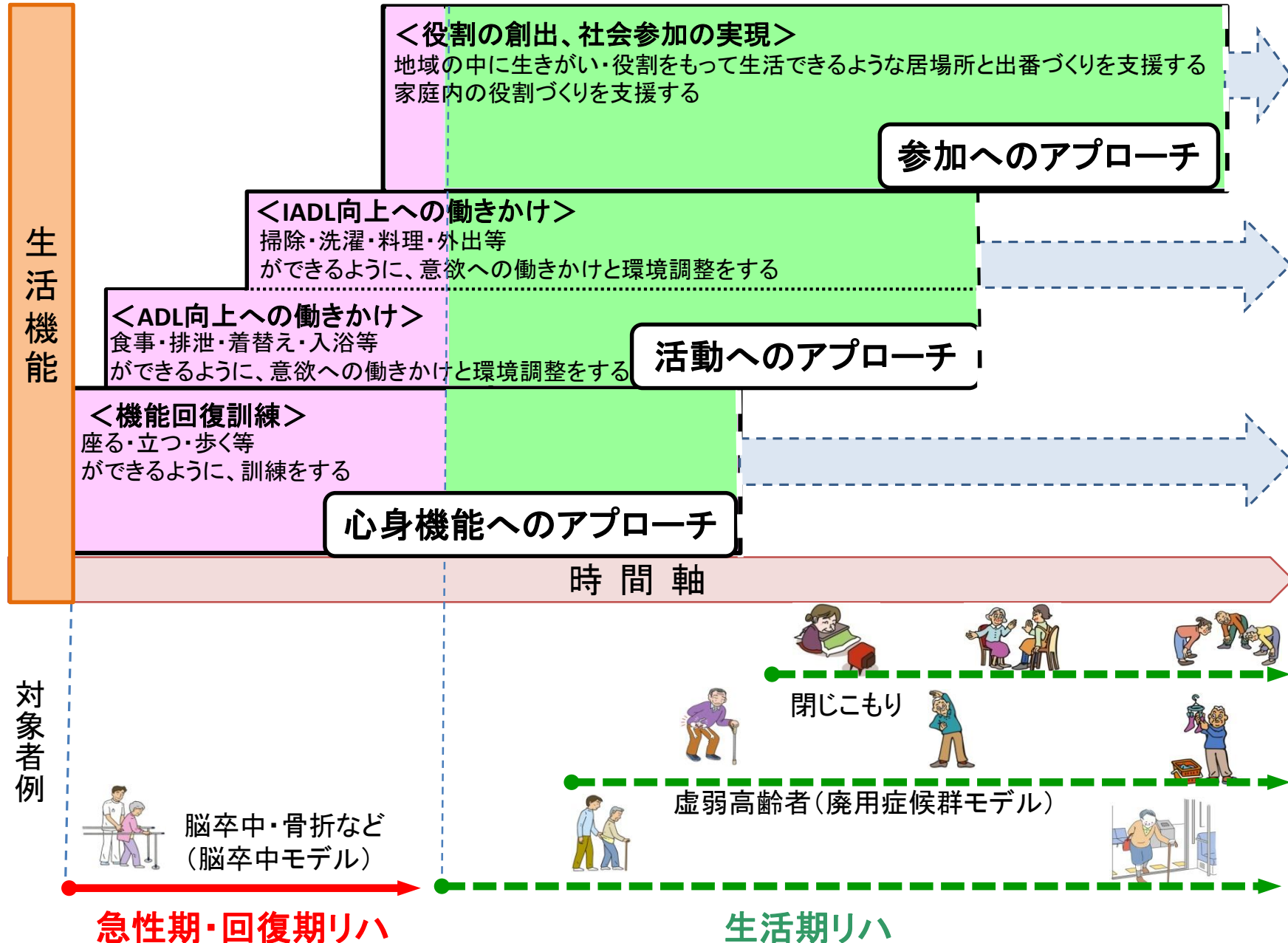
桑名市
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

(専門職等)

「見える化」
・創出

通所

高齢者リハビリテーションのイメージ



新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」

新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】
国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 21%
2号保険料 29%
※27年度以降は、1号保険料22%、2号保険料が28%に変更

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
○二次予防事業
○一次予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

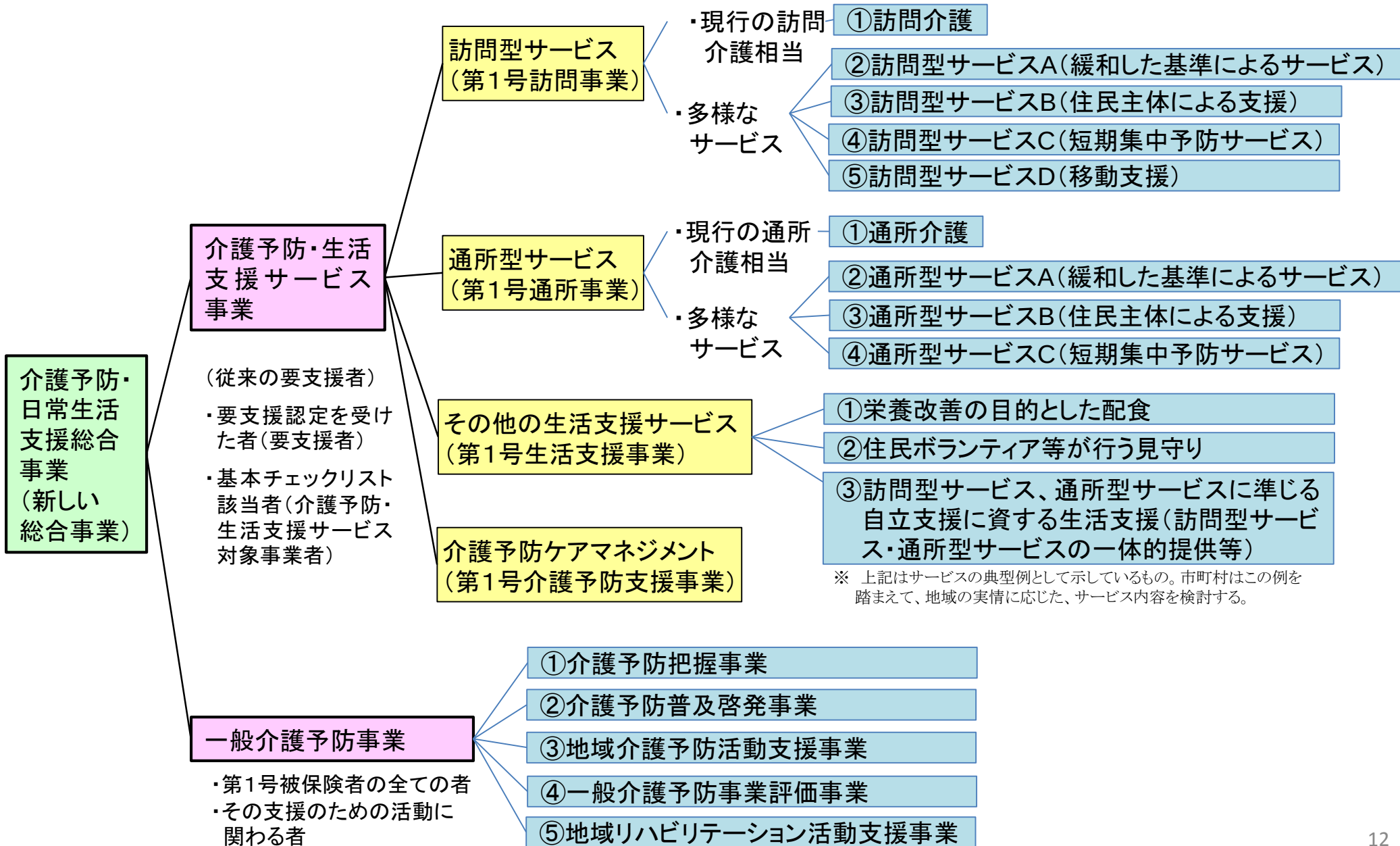
新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1～2、それ以外の者)
○介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス(配食等)
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
○一般介護予防事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
○**在宅医療・介護連携の推進**
○**認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
○**生活支援サービスの体制整備**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

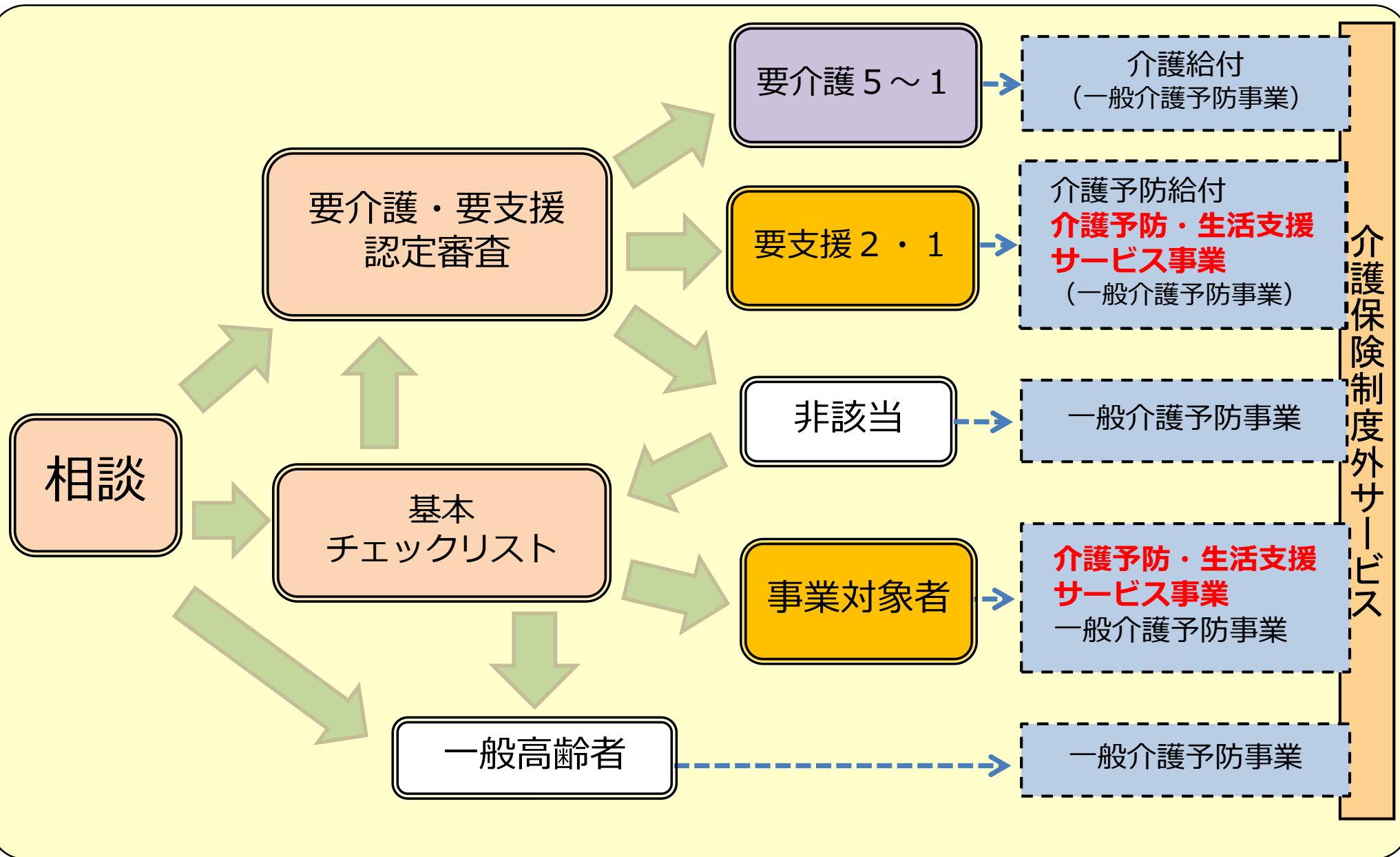
任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

地域支援事業

【参考1】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



【参考2】サービス利用対象者の判断の流れ



【参考3】総合事業への移行する時期の考え方

総合事業の開始

要支援認定者の総合事業へ完全移行

H27. 4. 1

H27. 5. 1

H28. 3. 1

H28. 4. 1

認定有効期間

～H27.3.31

H27.4.1～新規利用

総合事業利用

予防給付有効期間の満了後に総合事業利用へ順次移行。

予防給付利用

(予防訪問介護
・予防通所介護)

総合事業利用

認定有効期間

～H27.4.30

認定有効期間

～H28.2.28

予防給付利用

総合事業利用

認定有効期間

～H28.3.31

予防給付利用

総合事業利用

※要支援認定の有効期間は最大12ヵ月と想定。

※予防給付の有効期間内に総合事業サービスの併用は原則的にできない。

ただし、住民主体の通いの場(通所型サービスB等)への利用は妨げない。

桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」

シルバー人材センターの会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

「おいしく食べよう訪問」

食生活改善推進員が訪問による食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。

「『通いの場』応援隊」

ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。

「短期集中予防サービス」の創設

「栄養いきいき訪問」

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

「お口いきいき訪問」

歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。

「くらしいいきいき教室」

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ一体的に提供。

従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス
(平成27～29年度)

従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービス
(平成27～29年度)

「通いの場」の「見える化」・創出

「シルバーサロン」

「宅老所」等において、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケア教室」

事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケアアドバイザー」

地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を派遣。

「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受付。
- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」を実施。

健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、可能な限り、早期に、リスクを抱える高齢者を把握した上で、戸別訪問等による総合相談支援を実施。
- 「高齢者サポーター養成講座」等及び「桑名いきいき体操サポーター養成講座」等を開催。
- 「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(1)

1. 「短期集中予防サービス」の重点的な活用

- 従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービスから「短期集中予防サービス」への移行が促進されるよう、生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとしての「くらしいきいき教室」を創設。
- これは、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供するサービスであって、
対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合には、
 - ① サービス事業所
 - ② 対象者
 - ③ 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関に対し、「元気アップ交付金」を交付するもの。

2. 事業所の地域開放

- 事業所が地域住民に対して
予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となるよう、
「健康・ケア教室」を創設。
- これは、地域交流スペース等を活用するとともに、
医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、
介護予防教室を開催するなど、
要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む
地域住民が相互に交流する機会を提供するサービス。
- この場合においては、
サービスの提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、
事業所をその近隣の地域住民に開放するサービスとして、
送迎を実施しない取扱いが基本。

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(3)

3. 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」

- 地域の実情に応じた多様なサービスを内容とする
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」については、
全国一律のサービスを内容とする介護給付及び予防給付以上に、
個々の高齢者のそれぞれのニーズに応じて
適切に組み合わせられたサービスが
効果的かつ効率的に提供されるよう、
多職種協働によるケアマネジメントの充実を図ることが重要。
- このため、「介護予防ケアマネジメント」を実施するに当たり、
多職種協働でケアマネジメントを支援するための
「地域生活応援会議」を活用。

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(4)

4. 健康増進事業と一体的な「エビデンス」に基づく介護予防事業の展開

- 保健センター、地域包括支援センター等に配置された保健・福祉専門職等の役割について、
 - ① 自らサービスを提供する「プレーヤー」から
 - ② 地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける「マネージャー」へと転換し、保健センターの健康増進事業と地域包括支援センターの介護予防事業とを一体的に展開。
- 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、可能な限り、早期に、リスクを抱える高齢者を把握した上で、戸別訪問等による総合相談支援を実施するなど、効果的かつ効率的に介護予防事業を展開。

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(5)

5. 市町村特別給付の活用

- 要介護から要支援へ、あるいは、
要支援から要介護への移行に対応するため、
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」と同様な内容の
「短期集中予防サービス」を市町村特別給付として創設。



- 桑名市では、
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」について、
「小さく生んで大きく育てる」という考え方にに基づき、
まずは、平成27年4月に開始した上で、
その後、必要に応じ、見直す方針。

「くらしいきいき教室」(1)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」
趣旨	○ 通所時に実行することができる「手段的日常生活動作(IADL)」を在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。 ○ 生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供する「短期集中予防サービス」を創設。
対象者	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、 「くらしいきいき教室」を利用する必要があるもの (「くらしいきいき教室」を利用して6月以上が経過しないものを除く。)

「くらしいきいき教室」(2)

内容	① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与 ② 6月を限度とするサービスの提供 i 週1回以上の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等 (注) 「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。 ii 月1回以上の訪問による医療・介護専門職等の生活環境調整等
事業者	認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定 又は通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた 事業所であって、指定事業者の指定を受けたもの (注) 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る 指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る 指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも、可能。
遵守事項	① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有 ② サービスの提供状況に関する情報の公表 (注) 「健康・ケア教室」を提供することが望ましい。 ③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力 等

「くらしいきいき教室」(3)

手続	○ 指定事業者の指定については、公募を実施。 ○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」を実施。 (注) 桑名市及びすべての桑名市地域包括支援センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 基本報酬 i 1～3月目:22,000円／月 ii 4～6月目:21,000円／月 ② 加算 対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、 6月が経過したときは、「元気アップ交付金」を支給。 i サービス事業所:18,000円 ii 対象者:2,000円 iii 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円
利用者負担	基本報酬の10%及び実費

※ 平成27年4・5月、指定事業者の指定について、公募を実施した上で、
平成27年7月より、指定事業者において、サービスを提供する予定。

「栄養いきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県栄養士会地域活動協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。
手続	○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2～6回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

「おいきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県歯科衛生士会桑員支部に委託し、 口腔に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問口腔ケアを利用する必要があるものを対象として、 歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2・3回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

「えぷろんサービス」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB(住民主体による支援)」
内容	桑名市シルバー人材センターに委託し、 日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が 訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。 (注) 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、 訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。 これに対し、「えぷろんサービス」は、訪問介護員以外の者によって提供されることが 可能である一般的な生活援助を内容とするもの。そのいずれかについては、 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」に基づき、個々に判断。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス単価	1,000円／時間
利用者負担	30%及び実費

「おいしく食べよう訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB（住民主体による支援）」
内容	桑名市食生活改善推進協議会に委託し、 食生活改善を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」等を修了した 食生活改善推進員が訪問による 食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。
サービス 単価	1,200円／回（3回に限る。）
利用者負担	30%及び実費

「『通いの場』応援隊」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスD(移動支援)」
趣旨	○ 可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の「見える化」・創出に取り組むことが基本。 ○ しかしながら、高齢者の状態像や、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の立地状況によっては、閉じこもりとならないよう、自宅を始めとする住まいと「通いの場」との間で移動支援を提供することが必要。 ○ もっとも、移動支援の提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、留意。
内容	○ 移動支援を必要とする高齢者を対象として、ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。 ○ 具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用。
利用者負担	実費

「シルバーサロン」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB（住民主体による支援）」
内容	○ 旧桑名市の「宅老所」（「移動宅老所」を含む。）において、 要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供するサービスについて、 実績に応じて助成。 ○ 旧長島町の「まめじゃ会」 及び旧多度町の「ふれあいサロン」についても、 旧桑名市の「宅老所」とおおむね同様な取扱い。
助成金	① 月間の1～4回目：3,500円／回 （「移動宅老所」にあっては、1,750円／回） ② 月間の5回目以降：1,750円／回
利用者負担	実費

「健康・ケア教室」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB（住民主体による支援）」
趣旨	医療・介護専門職を抱える医療機関及び介護事業所においては、 医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護サービスを提供する 拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する 拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で 事業を運営することが期待されるところ。
内容	指定地域密着型サービス事業者の指定、指定居宅サービス事業者の指定等を受 けた事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、 医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、 介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供。
助成金	週1回以上、かつ、月30人以上（平成27年度に限り、月20人以上）で 20,000円／月
利用者負担	実費

「介護予防ケアマネジメント」(1)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
対象者	次に掲げるサービスを利用する高齢者 ① 従前の 介護予防訪問介護に 相当する訪問型サービス ② 従前の 介護予防通所介護に 相当する通所型サービス ③ 「くらしいきいき教室」	次に掲げるサービスしか 利用しない高齢者 ① 「えぷろんサービス」 ② 「栄養いきいき訪問」 ③ 「お口いきいき訪問」	介護保険を「卒業」して 地域活動に「デビュー」する 高齢者
実施機関	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター

「介護予防ケアマネジメント」(2)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
手続	アセスメント 及びモニタリングを経て、 すべての地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型 地域生活応援会議」)を 開催。	アセスメント 及びモニタリングを経て、 それぞれの地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「B型 地域生活応援会議」)を 開催。	「元気アップ計画書」を 交付。
サービス 単価	① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の100% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)]の100%	① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の50% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)]の100%	1,500円／月 (1月に限る。)

「健康・ケアアドバイザー」

位置付け	「一般介護予防事業」中の「地域リハビリテーション活動支援事業」
趣旨	介護保険を「卒業」した高齢者が 地域活動に「デビュー」する環境を整備するため、 可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として 地域交流の機会を提供する「通いの場」が継続的に運営されるよう、 リハビリテーション専門職等が地域住民の主体性を阻害しない形で 定期的に関与。
内容	○ 高齢者を始めとする地域住民に開放される「通いの場」を対象として、 地域住民を主体として運営された実績に応じ、 リハビリテーション専門職等を「健康・ケアアドバイザー」として派遣。 ○ 具体的には、当面、次に掲げる取扱いが基本。 ① 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が4回／月以上である場合には、 2月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。 ② 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が1回／月以上である場合には、 6月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。 ③ 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が5回／年以上である場合には、 1年に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。

桑名市の市町村特別給付

- 市町村特別給付については、
法定の介護給付及び予防給付以外の市町村独自の給付として、
高齢者相互間の支え合いを制度化する意義が認められるところ。



- 桑名市では、平成27年度より、市町村特別給付を創設。
 - ① 「おむつ助成サービス」(仮称)及び「訪問理美容サービス」(仮称)
 - ② 「通院等乗降介助サービス」(仮称)
 - ③ 「短期集中予防サービス」
 - i 「栄養いきいき訪問」(仮称)
 - ii 「お口いきいき訪問」(仮称)
 - iii 「くらしいきいき教室」(仮称)

地域住民に期待すること

地域住民に対する期待

こんな地域にしたいと考えることから始めてください。
そのために何が必要か、誰が何をすべきか、自分は何ができるか、
皆で考えることが重要。



- 自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTAなど
地域には様々な組織が存在。
- 民生・児童委員、健康推進員、ボランティアなど
地域には様々な活動をする人が存在。
- 教員、保健師、看護師、保育士、弁護士、税理士など
地域には様々な資格を有する人が存在。
- いわゆる「団塊の世代」と称される世代の方など
地域には様々な知識と経験を有する元気な高齢者が存在。



それぞれが連携すること＝地域コミュニティの再生

桑名市の「生活支援体制整備事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

地域住民を主体として
支援を必要とする者を
支援する「サポーター」の
「見える化」・創出



「協議体」の設置

(地区社会福祉協議会等)

「通いの場」
及び「サポーター」が
相互に連携して
活動を展開する
ネットワークの醸成



「通いの場」の「見える化」・創出

地域住民を主体として
地域交流の機会を
提供する「通いの場」の
「見える化」・創出



「地域福祉援助」

「コミュニティソーシャルワーク」

桑名市社会福祉協議会

「生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)」の配置



総括



東部



西部



南部



北部東



北部西

「サポーター」及び「通いの場」が
相互に連携して活動を展開するネットワークの醸成

普及啓発

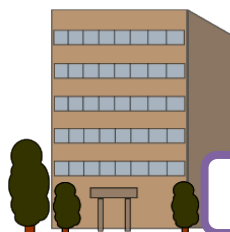
普及啓発

連携

連携

桑名市

桑名市
地域包括支援センター



「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」

○ 「桑名いきいき体操」は、地域住民を主体として健康増進や介護予防に取り組む契機を与える手段の一つ。



○ 平成26年10月以降、順次、桑名市、桑名市地域包括支援センターにおいて、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」を実施。

(注) 平成26年10月～平成27年3月、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」を利用したグループは、6か所。

○ 具体的には、地域住民を主体とする「通いの場」の運営に結び付くよう、

- ① 約6月に限り、5～6回程度にわたり、保健師等を派遣し、「桑名いきいき体操」のほか、体力測定等を実施。
- ② 必要に応じ、DVD等の配布や自動血圧計等の貸出を実施。



平成27年3月12日
西森忠集会所

やってみよう！桑名いきいき体操！
お住まいの地域で

「通いの場」づくり(自主グループ活動)をはじめませんか？

自分一人では続かない運動も、仲間がいれば楽しく続けられることができます。

お住まいの地域で仲間と一緒に「桑名いきいき体操」を通じた「健康・生きがいづくり」のための「通いの場」づくり(自主グループ活動)のスタート部分を応援させていただきます！

「通いの場」づくりのための応援内容 (暮らしの一環で)

約6か月間、5～6回程度(約相対)保健センターなどから保健師等の健康づくりの専門スタッフがお伺いします。詳細については、事前打ち合わせにて決定します。

スタート時と5か月後

【桑名いきいき体操】と体力測定会
★体力測定(身長からBMI計算で肥満立ち上がりがあるか、など)

3～4回程度(5か月間のうち)

【桑名いきいき体操】とミニ健康講座
★ミニ健康講座の内容や申し込みは各会場に依ります。
例えば、生活習慣病・ロコモ・認知症予防、健康の質問応答など

みなさんで自主グループ活動を続けていきましょう！
会場以外にも、茶会や食事会をしてほしいですね！
みなさんで仲間に楽しい「通いの場」を作ってください！

活動にあたり、必要なものがありましたら、貸出・配布します。

【配布可能なもの】
●体操のDVD ●体操のリーフレット
●体操の実践マニュアル など
【貸出可能なもの】
●体操のCD ●CDラガセ(3か月間)など

問い合わせ先
桑名市中央保健センター
TEL 24-1182 FAX 24-3032

【参考1－1】地域住民を主体とする「サポーター」 －「認知症見守りボランティア あんしん」－

- 地域において、認知症高齢者を支援するため、「見守り」を確保することは、重要。



- 平成22年度、「認知症見守りボランティア養成講座」を修了した有志により、「認知症見守りボランティア あんしん」を結成。
- 具体的には、次に掲げる等の活動を展開。
 - ① 平成23年度以降、認知症等に関する講演会及び勉強会に参加。
 - ② 平成23年度以降、認知症高齢者を対象として、認知症対応型共同生活介護事業所や自宅を訪問し、寄り添い、声掛け、話し相手等を内容とする「見守り」を提供。
(注)平成25年度には、延べ18回にわたって4か所の認知症対応型共同生活介護事業所を、
延べ2回にわたって2か所の自宅をそれぞれ訪問。
 - ③ 平成24年度以降、中央地域包括支援センターと協働し、
認知症高齢者の家族を対象として、「認知症家族のつどい」を開催。
(注)平成25年度には、4回にわたり、延べ14人の参加を得たところ。
 - ④ 平成26年度には、初めて、中央地域包括支援センターと協働し、
「認知症カフェ」(＝「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場」)に
相当する「ほっとやすらぎ空間」を開催。
(注)平成26年度には、2回にわたり、延べ16人の参加を得たところ。

【参考1-2】地域住民を主体とする「サポーター」 ー長島圏域のボランティアグループ「ニコニコ会」・「スマイル」ー

○ 独り暮らし高齢者について、栄養の改善及び安否の確認を図ることは、重要。



○ 平成3年度、旧長島町社会福祉協議会の呼び掛けを受けて、ボランティアグループ「ニコニコ会」・「スマイル」を結成。

○ 具体的には、長島圏域在住の独り暮らし高齢者のうち、「桑名市訪問給食サービス事業」を利用しないものを対象として、各月の第1～3水曜日、夕食を提供。

（注） 各月の第4週に長島福祉健康センターで開催される「生きがい広場」では、昼食を提供。

○ この場合においては、長島福祉健康センターを拠点として、「ニコニコ会」で弁当の調理を、「スマイル」で弁当の配達をそれぞれ担当。

（注1） 弁当の食材の一部には、会員が自らの畑で収穫した季節の野菜を使用。

（注2） 利用者負担は、材料費相当分で1回当たり400円。

（注3） 利用実績は、平成25年度には、延べ984回。



【参考1－3】地域住民を主体とする「サポーター」 －伊曽島地区の「いそじま朝市」－

- 買い物支援は、独り暮らし等の高齢者にとっては、食材調達のほか、地域交流のためにも、重要。



平成26年2月19日
「いそじま朝市」

- 平成21年11月、「Aコープ」伊曽島店が閉鎖。
- それを契機として、平成23年9月以降、毎週、「いそじま朝市の会」において、農業協同組合の協力を得て、「Aコープ」伊曽島店の跡地を活用することにより、近隣の農家、商店等の協力を得て、「いそじま朝市」を開催。

(注)「いそじま朝市の会」のボランティアは、平成26年2月現在、35人。

【参考2－1】地域住民を主体とする「通いの場」 －立教地区の「いこいの日」－

○ 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成26年6月30日
三之丸集会所「憩の郷」を活用した
三之丸老人クラブ第七楽翁会の「いこいの日」



○ 平成23年8月以降、おおむね月1回、
三之丸老人クラブ第七楽翁会において、
三之丸自治会、東部地域包括支援センター等の協力を得て、
三之丸集会所「憩の郷」を活用した「いこいの日」を開催。

(注)平成25年度には、10回で延べ150人の参加を得たところ。

○ その中では、体操、レクリエーション等を実施。
○ そのほか、毎年、5月2・3日に開催される「金魚祭」に先立ち、
行燈等を補修する「三之丸楽翁会の集い」を開催。

【参考2-2】地域住民を主体とする「通いの場」 — 日進地区の「サロン&はる」—

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を創出することは、
重要。



平成26年6月26日
「サロン&はる」

- 平成26年4月以降、週1回、一般家庭において、
ボランティア等の協力を得て、地域住民を対象として、
空室を活用した「サロン&はる」を開催。
- その中では、会話や飲食のほか、講演会、音楽会等を実施。

(注) 1人1回当たりの参加費は、昼食・おやつ・飲み物代で500円。

【参考2-3】地域住民を主体とする「通いの場」 —城南地区の「小貝須浜ふれあいサロン」—

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成26年6月12日
小貝須浜集会所を活用した
「小貝須浜ふれあいサロン」

- 平成26年5月以降、おおむね月1回、
民生委員、健康推進員等において、
小貝須浜自治会、南部地域包括支援センター等の協力を得て、
小貝須浜集会所を活用した「小貝須浜ふれあいサロン」を開催。

(注) 平成25年5・6月の間、2回にわたり、延べ48人の参加を得たところ。

- その中では、体操、シニアヨガ、歴史案内、オカリナ教室等を
実施。

【参考2-4】地域住民を主体とする「通いの場」 —新西方地区の「桑名C・T(コーヒー・タイム)会」—

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



- 平成21年頃、地域で喫茶店を一緒に利用していた自治会役員経験者等において、相互のコミュニケーションを通じて現役を引退した後の生活を楽しむため、「桑名C・T(コーヒー・タイム)会」を結成。
- 平成24年9月以降、新西方コミュニティーセンターを拠点として、次に掲げる同好会を運営。
 - ① 茶話会
 - ② いきいき体操会
 - ③ グランドゴルフ会
 - ④ シニアゴルフ会
 - ⑤ 歴史探訪・ハイキング会
 - ⑥ 囲碁クラブ
 - ⑦ やごめの会(カラオケ・昼食会)



平成26年8月1日
「茶話会」



平成26年8月11日
「いきいき体操会」

【参考2-5】地域住民を主体とする「通いの場」 ー松ノ木地区の「松ノ木ふれあいデー」ー

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を創出することは、
重要。



平成26年9月17日
休園中の大山田南幼稚園を活用した
「松ノ木ふれあいデー」

- 平成26年5月以降、年5回、民生委員、主任児童委員等において、
休園中の大山田南幼稚園を活用した「松ノ木ふれあいデー」を開催。
- 具体的には、
 - ① 独り暮らし等の高齢者を対象とする「松ノ木ふれあいサロン」
 - ② 未就園児及びその保護者を対象とする「うさぎちゃんの家」
を同時に開催。

(注) 平成26年5～9月の間、3回にわたり、延べ97名の参加を得たところ。
- その中では、音楽療法のほか、高齢者に関しては懇談会等、
子どもに関しては工作、水遊び等を実施。

【参考2－6】地域住民を主体とする「通いの場」ー長島中部地区の「出口自治会」ー

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



○ 平成22年9月以降、長島防災コミュニティーセンター等において、地域住民がボランティアとして「出口まめじゃ会」を開催。

(注)平成26年度には、4回にわたり、1回当たりで約60人の参加を得て、開催。

○ 平成24年頃より、駐車場、カラオケ喫茶、集会所、公園等において、地域住民がボランティアとして次に掲げる等の活動を展開。

① 「美笑会」(ラジオ体操)

(注)平成26年度には、7～11月の間、月10回、1回当たりで約35人の参加を得て、開催。

② 「カラオケクラブ」

(注)平成26年度には、月2回、1回当たりで約15人の参加を得て、開催。

③ 「囲碁・将棋クラブ」

(注)平成26年度には、月2回、1回当たりで約12人の参加を得て、開催。

④ 「パソコン友の会」

(注)平成26年度には、月2回、1回当たりで約15人の参加を得て、開催。

⑤ 「グランドゴルフクラブ」

(注)平成26年度には、月2回、1回当たりで約25人の参加を得て、開催。

⑥ 「出口ソフトボール」

(注)平成26年度には、3～11月の間、月3回、1回当たりで約20人の参加を得て、開催。



平成26年6月26日
「出口まめじゃ会」



平成26年12月9日
「カラオケクラブ」

「地域包括ケアシステム」の構築は 「全員参加型」で「2025年問題」を乗り越えるための 「地域支え合い体制づくり」です。

桑名市市章



水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。

円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。



桑名市
イメージキャラクター
「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。

洋服の三本線は、木曾三川をイメージしています。

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、 「オール桑名」で一步一步着実に取り組みましょう。